

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省 平成25年10月11日）

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省 平成25年10月11日）

このような認識のもと、社会全体でいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制整備の必要性から、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が成立、平成25年9月28日より施行された。また、これを受けて、同年10月11日付で「いじめの防止等のための基本的な方針」が文部科学省により策定された。（最終改定平成29年3月14日）

京都教育大学附属特別支援学校（以下、「本校」）では、これらの法律や方針のもと策定された「国立大学法人京都教育大学附属学校いじめ防止等対策ポリシー」に則り、本校において、いじめがすべての児童生徒に関わる問題であると認識し、いじめをしない・許さない子どもの育成、その未然予防、早期発見、いじめがあったときの対処などについて、具体的方針・施策・組織に関する「学校いじめ防止基本方針」を定める。さらに、文科省から発出される通知等を踏まえ、毎年見直しや更新を行う。

（通知等）

- ・ [「いじめ防止対策の更なる強化等について」（令和6年12月25日付文部科学省）](#)
- ・ 「いじめに対する平時からの備えの徹底について」（令和7年3月25日付文部科学省）

2. 本校の基本施策

(1) いじめの防止に関わる基本施策

1) 各授業の改善・学級経営の充実

- (1) 本校が推進する「かかわりあいの中で子どもは育つ」の理念のもと、すべての児童生徒一人一人が参加、活躍できる授業や、一人一人が個性を発揮し、お互いの良さを認め合える授業形態を研究・追求する。
- (2) 児童生徒一人一人が安心して臨むことができる授業環境を形成する。
- (3) 各学級担任は、学級のすべての児童生徒が主体的に取り組み、活躍できる場面や活動を数多く設定して、その中で児童生徒が互いを認め合い、自己有用感や自己肯定感を育むことができるように、年間を通した学級経営方針を確立する。

2) 生活を重視した教育の充実

- (1) 本校が大切にしている生活を重視した教育をさらに充実させ、小中高一貫校として本校が提供する多様な集団の関わりから、互いに認め合い、自己と他者の喜びや痛みを理解し、望ましい人間関係のあり方を学ぶ教育課程を探究する。
- (2) 学校行事や、特別活動（クラブ・委員会活動）において、児童生徒が自発的・主体的に活動する過程を重視し、集団の一員として自己の役割と責任を果たすことの大切さを学ばせる学習を追究する。

3) 保護者・教職員への啓発活動

- (1) 保護者に対して、「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「京都教育大学附属特別支援学校いじめ防止基本方針」の内容を周知するとともに、いじめの未然防止やいじめ対策への協力を求める。
- (2) 教職員に対して、「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「京都教育大学附属特別支援学校いじめ防止基本方針」の内容を周知するとともに、特別支援学校における「いじめ防止」についての理解を深める研修会等を実施する。

4) いじめの早期発見に関わる基本施策

- (1) 全教職員による日常の児童生徒観察から、児童生徒の微細な行動変化や、言動に留意し、児童生徒の実態把握に努めるとともに、学部会等で情報を共有する。
- (2) 保護者との個人懇談会や連絡帳を活用し、児童生徒の内面の変化に早く気づくことができるよう努める。
- (3) 養護教諭、スクールカウンセラーは、本人・保護者や教員からの児童生徒の悩みなどの相談や情報把握を積極的に行う。
- (4) いじめ、またはいじめにつながると判断する事象については「学校いじめ防止対策委員会」に報告し検討を迅速に行うための対応システムを構築する。

3. 本校のいじめ防止といじめに対する措置

1) いじめ防止といじめに対する組織

- (1) いじめ防止のための諸計画、いじめへの対処、重大事態への対処など、いじめに関する学校内の中核となる組織として、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

〔主な業務〕

- ・いじめ防止に関わる実施計画と役割分担などについて、企画立案を行う。
- ・学部主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどと連絡を密にとり、いじめと疑われる事象に対して、迅速に対応するための中核機関となる。
- ・重大事態発生の際には、外部機関との連携を含めて、その対応の中核機関となる。

(2) 構成

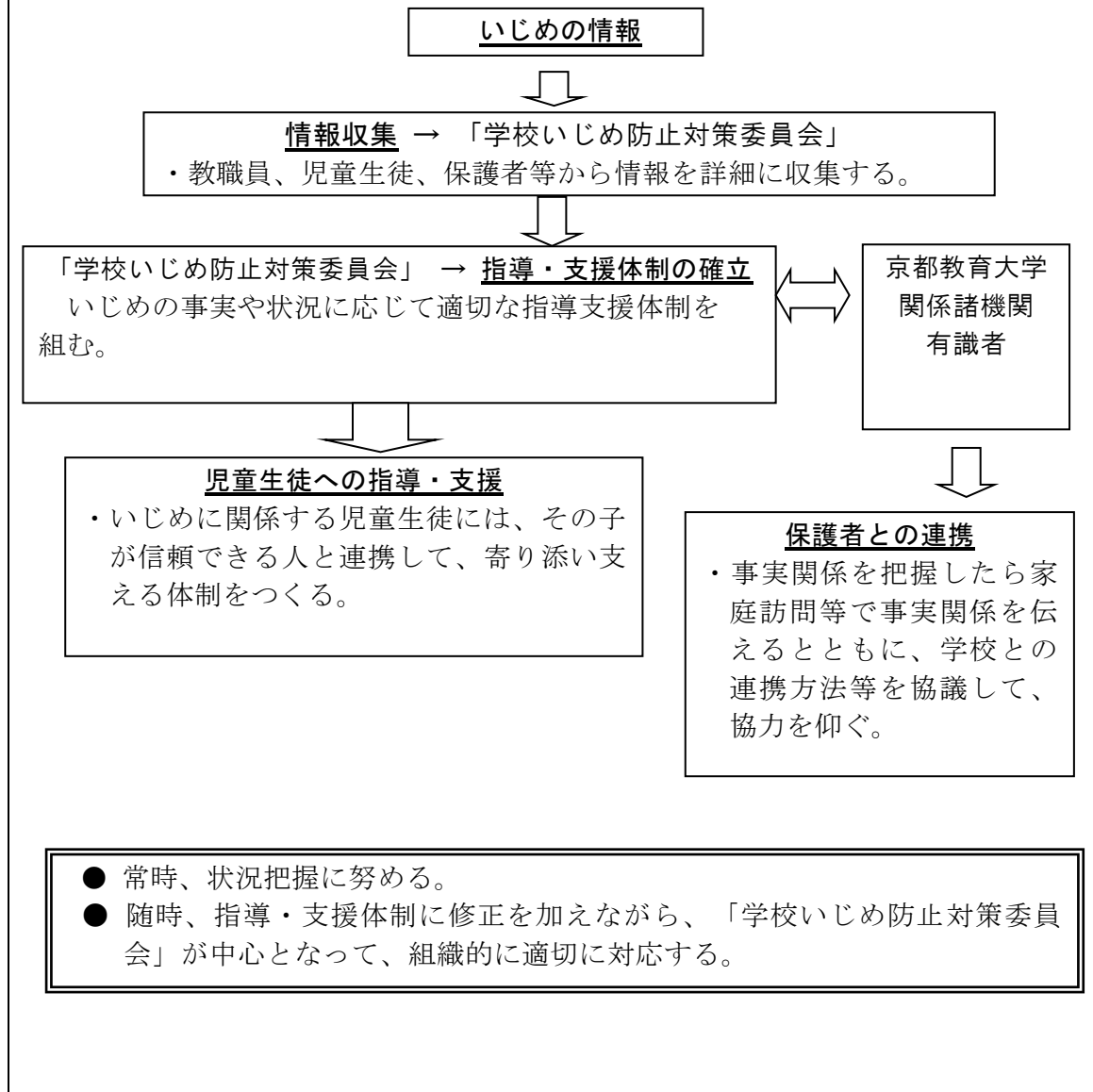
校長 副校長 教頭 学部主事 養護教諭

その他必要に応じて関係する教職員や外部専門家を加える。

2) いじめに対する措置

- (1) いじめと認められる事象や、いじめが疑われる事象があった場合は、「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって、事実確認、指導・支援体制の確立関係機関への報告、その他、必要な対応措置を行う。
- (2) いじめと認められる事象やいじめが疑われる事象が確認された場合は、「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって、いじめを受けたとされる児童生徒や保護者への支援体制、いじめを行ったとされる児童生徒や保護者への指導体制、いじめを受けたとされる児童生徒が安心して教育を受けるための必要な環境整備等の措置を検討・指示するとともに、関係各所に適切に報告を行う。

(3) いじめへの基本的対応を次図のように設定する。



4. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した際は、速やかに校長が本学学長に報告する。本学学長は文部科学省に報告する。文部科学省や本学附属学校部との連携・支援・指導助言等のもと「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって、その事態への対処および同種事態発生の防止対策にあたる。
- (2) 関係諸機関や有識者との連携や支援を必要とする場合や、調査・対応などに第三者機関をおくことが適当であると認められる場合は、文部科学省や本学附属学校部との連携・支援・指導助言等のもと、「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって、適切に助言・援助を求める。
- (3) 本校が重大事態の調査主体となる場合は、「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって、調査により明らかとなった事実について、加害児童生徒、被害児童生徒、およびその保護者に対して適切に情報提供を行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案に対しては、文部科学省や本学附属学校部との連携・支援・指導助言等のもと、所轄警察署と連携してこれに対処する。
- (5) 児童生徒の生命、身体、財産に重大かつ深刻な被害を生じさせるおそれがあるときは直ちに本学附属学校部・本学学長へ報告するとともに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめを行う児童生徒に対して、当該児童生徒に教育上の配慮や指導が必要であると認められるときには、学校教育法第十一条の規定に基づき、「学校いじめ防止対策委員会」で検討し適切に対応するとともに、本学附属学校部・本学学長へ報告する。